

令和元年度第8回福岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時及び場所

(1) 日時 令和元年11月12日(火) 開会 午後 2時50分  
閉会 午後 3時55分

(2) 場所 福岡市役所 15階講堂

2 出席委員及び欠席委員氏名・人数

(1) 出席委員

|       |       |       |        |        |
|-------|-------|-------|--------|--------|
| 堀内 徳之 | 笠 信一  | 中村 光明 | 久保田 喜一 | 大内 弘明  |
| 濱地 稔  | 蓑原 一也 | 柴田 清孝 | 小賦 眞須美 | 城田 知子  |
| 北本 一孝 | 清水 源義 | 富永 豊  | 淀川 正之  | 明永 卯太郎 |
| 高木 智代 | 井手 鐵男 |       |        |        |

以上 17名

(2) 欠席委員

笠 康雄 以上 1名

3 総会に附した議題及び審議の内容

別紙記載のとおり

4 動議及び提案者の氏名

(1) 動議の内容

なし

(2) 提案者

なし

5 議事録署名人に指名された委員の氏名

富永 豊 淀川 正之

6 書記氏名

水清田 俊介 鶴賀 雅代

7 総会に出席した関係人の氏名

なし

8 農地利用最適化推進委員出席者

|       |       |        |        |       |
|-------|-------|--------|--------|-------|
| 宮本 義和 | 秦 英紀  | 進藤 弥須夫 | 曾根崎 満之 | 新飼 敬  |
| 大神 達雄 | 藤江 駿一 | 板倉 清人  | 樋口 重孝  | 馬場 雄治 |
| 真子 義行 | 平川 和孝 | 青柳 善満  | 牛尾 憲一  | 柴田 清治 |
| 明石 幸  | 薦田 圭助 | 池 秀昭   | 久保 篤美  | 徳重 茂  |
| 宗 和義  | 笠 文彦  | 富田 一夫  | 山方 秀雄  |       |

9 事務局出席者

|       |       |       |      |       |
|-------|-------|-------|------|-------|
| 藤尾 浩  | 清松 健二 | 宮原 信彦 | 行 真樹 | 平山 浩喜 |
| 樗木 五郎 | 古島 美保 |       |      |       |

|         |   |
|---------|---|
| 議 長     | <p>ただいまより、令和元年度第8回福岡市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>農業委員定数19名中17名が出席されており、定足数の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>本日の議事は、審議事項の議案が12件、報告事項が6件となっております。</p> <p>議事運営につきまして、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の総会の議事録署名人について、「富永 豊委員」と「淀川 正之委員」を指名します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p style="text-align: center;"><b>案件1 農地に係る事項</b><br/><b>議題第1号</b><br/><b>「農地法第3条の規定による許可申請」について</b></p> |
| 議 長     | <p>審議事項の議題第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について事務局より説明をお願いします。</p>  |
| 農地調整係長  | <p>(議案第1号について、資料により説明)</p>  |
| 西部出張所長  | <p>(議案第2号～第8号について、資料により説明)</p>  |
| 議 長     | <p>ただ今、事務局より説明がありました「農地法第3条の規定による許可申請」に係る議案第1号から議案第8号について、議案の番号順に現地調査をされた推進委員に意見をお伺いします。</p> <p>議案第1号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>   |
| 推 進 委 員 | <p>11月5日に本人・推進委員2名・水利委員で現地確認を行いました。すぐ隣の農地で無農薬の水稻を栽培しているので、農薬の使用について注意するように伝えました。また、町内で環境保全の取り組みを行っているので、そういった面でも協力をしていただくように伝えました。</p>  |
| 議 長     | <p>議案第2号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>  |
| 推 進 委 員 | <p>譲受人は建築業をしていますが、妻の実家が農業をしていることから、水田を作ることができるということです。現地は1年間耕作されておらず、少し荒れていましたが、草を刈り取って、耕作できる状態になっています。本人には会っていませんが、書類上で、地域の水利調整に参加すること、地域の</p>   |

|         |  |
|---------|--|
|         | 防除基準にも従うということを確認していますので、特に問題ないと思います。   |
| 議 長     | 議案第3号について、担当区域の推進委員お願いします。   |
| 推 進 委 員 | 細長い田を相続で取得したところ、隣の田も曲がった形だったため、双方で話し合って売買に合意したものです。譲受人は息子さんと一緒に米・麦・アスパラ等一生懸命作っていらっしゃいますので、特に問題ないと思います。   |
| 議 長     | 議案第4号について、担当区域の推進委員お願いします。   |
| 推 進 委 員 | 11月7日に現地確認をしております。申請地の西側がハウスで、北側が田となっております。許可後は野菜の作付けを行い、農薬の使用については地域の防除基準に従い、水利調整にも参加するとのことで、地域の調和要件に適合しており、特に問題ないと判断しております。  |
| 議 長     | 議案第5号及び第6号について、担当区域の推進委員お願いします。  |
| 推 進 委 員 | 11月1日に事前審査会で譲受人と面談してきました。譲受人は主婦の方で、ご主人も同席しておられましたが、奥さん名義でとのこと。今まで全く農業経験がないということで心配だったのですが、ご主人の実家が専業農家で米や果樹を作っておられるとのこと、時々手伝いをしておられるとのこと。何年かは大変だと思いますが、水路の清掃作業など参加されて、近所に溶け込んでいただいて、わからないことは、JAのグリーンセンターに遠慮なく相談してくださいと助言して、事前審査会を終わっています。 |
| 議 長     | 議案第7号について、担当区域の推進委員お願いします。   |
| 推 進 委 員 | 11月5日に農業委員と一緒に現地確認を行いました。双方はもともと親戚関係であり、今までもずっと耕作されてきたもので、これからも今までどおり耕作されるとのことで何ら問題ないと思います。  |
| 議 長     | 議案第8号について、担当区域の推進委員お願いします。   |
| 推 進 委 員 | 11月4日に事前審査会で借人の法人の代表と面談しております。この代表と貸人は親子です。借人は今まで主に不動産の仕事をしてこられましたが、実家が農家なので農業に興味があり、今回、法人としての新規就農で、   |

|         |   |
|---------|---|
| 議 長     | <p>許可申請があったものです。</p> <p>事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、この許可申請について、ご質問ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>                 |
| 議 長     | <p>それでは、議案第1号から第8号までを一括して採決を行います。議案第1号から第8号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>  |
| 議 長     | <p>全員賛成ですので、議案第1号から第8号は原案どおりで可決しました。</p> <p style="text-align: center;"><b>議題第2号</b><br/><b>「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について</b></p> |
| 議 長     | <p>次に、議題第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。</p>  |
| 西部出張所長  | <p>(議案第9号について、資料により説明)</p>  |
| 議 長     | <p>ただ今、事務局より説明がありました「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、現地調査をされた推進委員に意見をお伺いします。議案第9号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>                          |
| 推 進 委 員 | <p>現地は遊休化していた田畑で、近くに児童発達支援センターが開設され、そこからの要請で、駐車場への転用許可申請があったものです。とおり沿いでもありますし、問題ないものと認識しております。</p>                            |
| 議 長     | <p>事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、この許可申請について、ご質問ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>                                      |
| 議 長     | <p>それでは、議案第9号について採決を行います。議案第9号に関して原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p>  |

|         |   |   |
|---------|---|---|
|         |   | (全員挙手)  |
| 議       | 長 | 全員賛成ですので、議案第9号は原案どおりで可決しました。  |
|         |   | <b>議題第3号</b><br><b>「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について</b>  |
| 議       | 長 | 次に、議題第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。   |
| 農地調整係   | 長 | (議案第10号について、資料により説明)  |
| 西部出張所   | 長 | (議案第11号について、資料により説明)  |
| 議       | 長 | ただ今、事務局より説明がありました議案第10号及び第11号について、議案の番号順に現地調査をされた推進委員の方に意見をお伺いします。<br>議案第10号について、担当区域の推進委員が本日欠席のため、事務局より報告をお願いします。              |
| 農地調整係   | 長 | 推進委員からは、特に問題ないと報告を受けております。  |
| 議       | 長 | 議案第11号について、担当区域の推進委員をお願いします。  |
| 推 進 委 員 |   | 隣接農地への被害防除について現地確認をしております。土砂の流出防止のために、西側と南側にブロック2段で土留め工事を行い、南側に側溝工事を行う予定です。申請地の東側には田がありますが、コンテナですので、日照等の問題もなく、特に問題ないものと考えております。 |
| 議       | 長 | 事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、この許可申請について、ご質問ご意見はありませんか。<br><br>(質問・意見なし)   |
| 議       | 長 | それでは、議案第10号及び第11号について採決を行います。<br>議案第10号及び第11号に関して原案に賛成する委員の挙手を求めます。<br><br>(全員挙手)   |

|        |   |   |
|--------|---|---|
| 議      | 長 | <p>全員賛成ですので、議案第10号及び第11号は原案どおりで可決しました。</p> <p style="text-align: center;"><b>議題第4号</b><br/><b>「農地の権利移動に係るあっせん委員の指名」について</b></p>   |
| 議      | 長 | <p>次に、議題第4号「農地の権利移動に係るあっせん委員の指名」について、事務局より説明をお願いします。</p>  |
| 西部出張所長 |   | (資料により説明)   |
| 議      | 長 | <p>事務局からの説明について、ご質問・ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>  |
| 議      | 長 | <p>それでは、議案第12号について採決を行います。<br/>議案第12号に関して原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>   |
| 議      | 長 | <p>全員賛成ですので、議案第12号は原案どおりで可決しました。<br/>次に、報告事項につきましては、書面による報告とし、説明は省略いたしますが、何か、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p style="text-align: center;"><b>案件2 農政に係る事項</b><br/><b>報告第4号</b><br/><b>「農業委員・農地利用最適化推進委員の募集開始」について</b></p> |
| 議      | 長 | <p>それでは、案件2「農政に係る事項」に移ります。<br/>報告第4号の「農業委員・農地利用最適化推進委員の募集開始」について、事務局より説明をお願いします。</p>  |
| 総務係長   |   | (資料により説明)   |
| 議      | 長 | <p>ただいま説明がありました「農業委員・農地利用最適化推進委員の募集開始」について、ご意見・ご質問はありませんか。</p>  |

|         |   |  |
|---------|---|--|
|         |   | (質問・意見なし)  |
|         |   | <b>案件3 その他</b><br><b>報告第5号</b><br><b>「農業者年金への加入推進」について</b>                   |
| 議       | 長 | <p>それでは、案件3「その他」に移ります。</p> <p>報告第5号の「農業者年金への加入推進」について、事務局より説明をお願いします。</p>    |
| 総務係     | 長 | (資料により説明)  |
| 議       | 長 | <p>ただいま説明がありました 「農業者年金への加入推進」について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>       |
|         |   | <b>報告第6号</b><br><b>「農地利用集積円滑化事業の農地バンク事業への統合」について</b>                         |
| 議       | 長 | <p>次に、報告第6号の「農地利用集積円滑化事業の農地バンク事業への統合」について、事務局より説明をお願いします。</p>                |
| 農地利用推進係 | 長 | (資料により説明)  |
| 議       | 長 | <p>ただいま説明がありました「農地利用集積円滑化事業の農地バンク事業への統合」について、ご意見・ご質問はありませんか。</p>             |
| 推進委員    |   | <p>難しいのでもう少しわかりやすく教えてください。円滑化事業で現在契約している分は、農地バンクに統合されると、新規にする分はどうなるんですか。</p> |
| 農地利用推進係 | 長 | <p>中間管理事業というか農地バンク事業ですか、若しくは相対、いわゆる使用者と耕作者の間で利用権設定を出されるかになります。</p>           |
| 推進委員    |   | <p>今までどうなっていましたか。農協は手数料を取っていたのではないですか。</p>                                   |

|          |   |
|----------|---|
| 農地利用推進係長 | <p>今までは地権者の方が信頼のおける農協に貸したいという事で、農協を通じて耕作者の方に貸されていたというふうに聞いております。</p> <p>今後につきましては、農協が間に入らずに、地権者と耕作者の方で直接利用権設定の契約を取り交わしていただくか、中間管理機構に一旦預けていただき、中間管理機構から耕作者の方に設定されるというような、農協に代わって中間管理事業が中に入るような手続きをとるかのどちらかを選んでください、ということです。</p>  |
| 推 進 委 員  | <p>そうすると農協の円滑化事業はなくなるわけですね。</p>   |
| 農地利用推進係長 | <p>なくなります。なくなると中間管理事業にその業務が引き継がれるという事になります。メリットにつきましては、中間管理事業が契約を一本化することから、地権者の方への賃料がある場合は支払いとか、耕作者からの賃料の徴収とかが一本化され、契約が1つになる所です。</p>  |
| 推 進 委 員  | <p>わかりました。ありがとうございます。</p>   |
| 推 進 委 員  | <p>そのことに対しての農業委員会の関わりはどのようなのでしょうか。利用権設定申請書の届出があったら私達に取りまとめて事務局に提出していますが、それはどのようなのですか。</p>   |
| 農地利用推進係長 | <p>従来でしたら、期間が満了する頃を見計らって、こういう利用権設定の申請書を出されていると思いますが、それは従来と変わりません。円滑化事業の場合は、円滑化団体である農協が地権者や耕作者の間に入って取りまとめていましたが、今後は中間管理機構がそれを担うかはまだ未定でございます。推進委員が、期間設定が満了することをお知らせするとともに、相対でされるなら地権者の方と耕作者の方で押印して、直接農業委員会に送っていただくか、また従来どおり取りまとめていただく事になります。中間管理機構を使う場合は、中間管理機構に直接届けてくださいというような言い方になると思います。</p> |
| 推 進 委 員  | <p>今までは継続するのに農業委員会が関わったりして、遅延なく利用権設定が継続されているのですが、それがおざなりになっていきませんか。</p>   |
| 農地利用推進係長 | <p>期間満了が近づくと農業委員会からお知らせさせていただきますので、手続きが漏れるようなことは極力ないようにしたいと思います。</p>  |
| 農 業 委 員  | <p>今の件について、私がたまたま来年の3月31日で満了する円滑化事業に</p>  |



|          |  |
|----------|--|
|          | <p>基づいて農協から借りていた農地がありました。これについては先ほど事務局から説明がありましたが、各契約者に農協からお知らせがいくという話でしたが私にもそのお知らせが来ております。それは“JA福岡市農地利用集積円滑化事業契約者の皆様へ”という表題で、先ほど事務局から説明があったように農協としての取扱いがなくなりますので、今後はどうされますか、という内容で、相対にするなら相対でも良いが、中間管理機構を利用するなら申出書を書いてくださいという事で、通知と一緒に申出書も送られてきました。</p> |
|          | <p>私が契約していた分は、中間管理機構を利用するという事で、中間管理機構宛に“農用地借入申出書”を記載して農協に送りました。ですから、当分の間は農協がそういう手続きをやってくれるのではないかと思います。</p>   |
|          | <p>今まで農地利用集積円滑化事業は福岡市の農地利用集積計画というのが年に6回程あり、A3の用紙にまとめて報告がございますが、その中に円滑化事業分というのが別個に集計されておりましたが、それが今後は全くななくなってくると。円滑化事業がなくなって、円滑化団体としての農協の分がなくなりますので、それが中間管理機構を通すか、あるいは相対かのどちらかを選んでくださいという事で、そういう通知が農協から送付されます。</p>   |
| 推 進 委 員  | <p>利用権設定をどこで扱うかということですが、利用権設定ありきで今まで円滑化事業で取りまとめていたものを中間管理機構で取り扱っても、利用権設定は基本としてあるという事ですよ。</p>   |
| 農 業 委 員  | <p>そういうことですね。もう一つのメリットの部分は、今までJA福岡市が円滑化事業をやっていた分は手数料を徴収されておりましたが、中間管理機構が間に入るという事になれば手数料はかかりません。今後は中間管理機構が集計される分については福岡市の農地利用集積計画の中で、別個で集計されるのではないかと思います。そこは事務局どうなんですか。</p>   |
| 農地利用推進係長 | <p>利用権設定の農業委員会における決定は今までどおりで変わりません。中間管理機構にて決定するという事ではなく、あくまでも農業委員会が最終決定し、福岡市における公告で実効力を持つという事で従来どおりでございます。ですので、今まで農協がされていた業務が、中間管理機構に置き替わるという形になっております。</p>  |
| 農 業 委 員  | <p>福岡市で作成する農地利用集積計画は、今度は中間管理機構を通した分は別個にまとめて集積円滑化事業と同じようにとりまとめをされるのですか。</p>   |
| 農地利用推進係長 | <p>それは抜き出して別表に作成することはできますので、今まで円滑化団体</p>   |

|          |   |
|----------|---|
| 事務局長     | <p>でやっていた別表を中間管理機構が取りまとめた分として出すのもやぶさかではありませんが、皆さんが混乱しないかなという懸念があります。</p> <p>今後のことですので、係長が申しましたとおり一番混乱がない形で整理をしていければと思っております。</p>  |
| 農業委員     | <p>わかりました。</p>  |
| 推進委員     | <p>今からは中間管理機構を中心にやっていきますという事ですが、一般の農業者はどういう手続きをすればよいのかがわかりません。私の町内は、早良区で一番高齢化の進んだ町内です。今も3、4名の方が農業をリタイアされつつあるのですが、そういう方達がかかり出てこられるような気がします。今後、利用権をお願いしますと来られた時に、農協が今まで預かっていたものを、中間管理機構か相對のどちらかで申請してくださいと説明してますが、その時に中間管理機構はどこで、どんな手続きをすればいいのかわかると思うので、その点を教えてください。</p>   |
| 農地利用推進係長 | <p>確かに中間管理機構がその役割というか、その実務的な話もあまり浸透していないのも事実です。ですので、利用権設定はあくまでも最終的に農業委員会が関わる事になりますから、利用権設定をしたい方とか、利用権の受け手が耕作しないとかのご相談につきましては、従来どおり農業委員会で承っても一向に差し支えないと思っております。ただ、農協がどこまで介在していただけるかということもございしますが、農協には、こういう手続き、こういう様式があるから例えば相對とか、例えば管理機構を使うとよいといったアドバイスのような説明をしていただきたいと思っておりますので、今後は、その点について農協とも協議させていただきたいと思っております。</p> |
| 農業委員     | <p>今の件につきましては、私が先ほど農協の方から一本化のお知らせが届いたと言いましたが、その中に「この件に関する問い合わせはJA福岡市農業振興課担当宛にご相談ください。」という文言も入っておりますので、不明な点があれば農協の方も対応するという事を伝えてきております。</p>  |
| 推進委員     | <p>わかりました。ありがとうございます。</p>   |
| 農業委員     | <p>貸し借りの制度が変わっても農業委員会が認めたりする関係で、賃借料の支払いで約6年の間に2件苦情がきました。だいたい賃借料は年末に払うようになっておりますが、貸した人から苦情を聞き、借りている人の所に行くと、支払うように説明してすんなり払ってもらいました。そういうのは地元</p>  |

|                 |  |
|-----------------|--|
| <p>推 進 委 員</p>  | <p>の委員に相談が来るわけです。やはり、親身になって考えてあげないといけないから本人の家に行って催促してやっと払ってもらったし、別の人は相続でもらった農地があるんですが、説明して色々と手続きをしてあげた経験があります。頼ってこられますのでこれから制度が変わっても相談を受けた以上続けていこうと思います。農協が担当だから行きなさい、市役所に行きなさいとは言えません。やはり地元が頼って来られたら親身になって世話するのが農業委員だと思います。</p> <p>中間管理機構の話ですが、先日農業新聞に「あなたの農地の貸し借りをお手伝いします」という事で福岡県の中間管理機構が出した記事を見ました。その下の方に、問い合わせは県の農業振興課、推進機構若しくは各市町村の農政担当課・農業委員会・JAへどうぞと書いてありましたので、この事をお話されたらいいのかなと思います。当然各問い合わせ先はわかってあると思いますので。</p>                                   |
| <p>議 長</p>      | <p>ありがとうございました。</p>  |
| <p>農地利用推進係長</p> | <p>先ほどお話がありました賃料の支払いについて説明させていただきます。相対でしたらお互いAさんとBさんがお金のやり取りの時期や金額を触れられてされるという事ですが、機構が入った場合は、機構がAさんの口座から引き落としてBさんに入金するという事になっております。その時期については大体12月と考えていると聞いております。口座に引去りの金が入っていないという話になると別ですが、お金のやり取りについては管理機構がきちんとやるという話は聞いております。</p> <p>あと、中間管理機構についてのお問い合わせについて、福岡市の農政部門とか当然農業委員会もそうですが、問い合わせいただければと思っておりますし、最終的には農業委員会の方が関わりが深いものなので、農業委員会に聞いていただいた方が早いのではないかと聞いております。勿論農協も今から我々とどういう形で中間管理機構事業を勧めていくかという協議をさせていただきますから、農協もそれなりに勉強していただきたいとは思っております。</p> |
| <p>議 長</p>      | <p>ほかに質問はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>  |
| <p>議 長</p>      | <p>これで本日予定しておりました議事は全て終了しました。円滑な進行にご協力いただきありがとうございました。</p>   |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>それでは、これで、令和元年度第8回福岡市農業委員会総会を閉会します。</p> <p>なお、次回の総会は、12月10日火曜日福岡市役所15階講堂での開催を予定しております。</p> |
|--|--|